|  |
| --- |
| 【箕面市訪問介護相当サービス】・この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。・「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載してください。・「○○市」は、箕面市以外の市町村から指定第一号訪問事業の指定を受けているときに、その市町村名をすべて列記してください。 |

△△△

指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊（以下「事業者」という）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を居宅において営むことができるよう訪問介護相当サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者が、可能な限りそ

の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能低下・

軽度認知症等のリスクを把握し、必要な日常生活上の支援を行うことにより、

心身機能の維持・回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすもの

とする。

２　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重

し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の状態等を踏まえなが

ら、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努

め、利用者の日常生活動作能力などの向上のために必要な見守り・手助け・

専門的な相談助言を行い、住民主体による支援等の多様なサービスの利用や、

家事等への取組を促進することにより、利用者の自立支援・介護予防・重度

化予防に努めるものとする。

４　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、

利用者の所在する市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療機

関、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者

との連携に努めるものとする。

５　訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対

して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

６　前５項のほか、箕面市、○○市が定める基準及びその他の関係法令等の内

容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によって

のみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　△△△

（２）所在地　箕面市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとす

る。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元

的に行うとともに、訪問介護相当サービスの実施に関し、事業所の従事

者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　１名（常勤職員）

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

・利用の申込みに係る調整、訪問介護相当サービス個別計画の作成等を

行う。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サー

ビス担当者会議等に出席し、利用者に関する情報の共有等、地域包括

支援センター等との連携を行う。

・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、

利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。

・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サー

ビス内容の管理のため必要な業務を実施する。

（３）従事者　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）

従事者は、訪問介護相当サービス個別計画等に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。

なお、人員数については、業務の状況により増員することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日まで（祝日を含む）とする。

ただし、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（４）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により常時

（１日２４時間）連絡が可能な体制とする。

（訪問介護相当サービスの内容）

第７条　訪問介護相当サービスの内容は、生活援助（掃除、洗濯、調理、日用

品等の買い物、その他の必要な日常生活の援助）及び身体介護（排せつ・食

事介助、身体整容、外出介助、その他の必要な身体の介護）並びに生活等に

関する相談及び助言、健康状態の確認等とする。

２　訪問介護相当サービスの提供にあたっては、次の点に留意するものとする｡

（１）事業所は、利用者の自立支援・介護予防・重度化予防に資するよう目標

を設定し、利用者の心身の状況等をふまえ、自立した日常生活を営むために

必要な支援を行うための訪問介護相当サービス個別計画を作成するものとす

る。

（２）事業所は、利用者とのコミュニケーションを図る等の方法により、利用

者がその有する能力に応じて、主体的に家事等に取り組むよう適切に働きか

けるものとする。

（３）事業所は、自ら提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、主治

医または歯科医師等と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよ

う努めるものとする。

（４）事業所は、訪問介護相当サービスの提供にあたって、介護技術の進歩に

合わせた適切な身体介護等が行われるよう配慮するものとする。

（利用料等）

第８条　訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、箕面市、○○市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、

その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とす

る。

（１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○○円

（２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○○円

３　前２項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、

利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を

交付する。

４　訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又は

その家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文

書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押

印）を受けるものとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族

に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名

押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、箕面市の被保険者は箕面市、○○市の被保

険者は○○市の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに､

事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は訪問介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断

や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の

状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　従事者は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者

に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する

等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困

難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、訪問介護相当サービスの提供により事故（利用者の行方不明、

食中毒、感染症を含む）が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した

場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、風水害・地震等の災害に対処するための具体的計画（業

務継続計画を含む）を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及

び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

（苦情処理）

第１４条　事業所は、訪問介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族

からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとす

る。

２　事業所は、提供した訪問介護相当サービスに関し、介護保険法第２３条の

規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関し

て国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連

合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改

善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護

サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報

提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする｡

３　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく洩らしてはならない。

４　事業者は、当該事業所の従事者であった者が、従業者でなくなった後にお

いても、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩ら

すことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関

する法律」（平成１７年法律第１２４号）に基づき、利用者の人権の擁護及び

虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家

族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市に通報するものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１７条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止

又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を箕面市、○○市へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとす

る。

２　事業所は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する記録を整

備し、サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、○年○月○日から施行する。